公益社団法人 日本歯科技工士会
JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

全国会長懇談会(当日配付資料)

開催日時:2026年2月14日(土)15:30～17:00

開催方法:WEB(日技業務執行理事は会館)

【タイムスケジュール】進行:松井専務

15:30～	1.	開会・会長挨拶・時局報告
15:35～	2.	次期診療報酬改定について(P2)
15:45～	3.	日技ホームページリニュアル・アプリ(P3～5)
15:50～	4.	Link-Labプロジェクト(P6)
15:55～	5.	(仮称)団体会員制度 検証事業(案)(P7・8)
16:05～	6.	危機管理機能整備委員会(P8)
16:10～	7.	外部役員の選任について(公益認定基準)(P9・10)
16:15～	8.	「歯科技工士に関する調査について」アンケート 回答概要(P10・11)
16:20～	9.	歯科技工広告ガイドラインの概要(P12・13)
16:25～	10.	地域組織の再編成(ブロック単位運営)の検討(P14)
16:35～	11.	開設届のなされた歯科技工所の営業実態確認調査について(P15) 「歯科技工指示書と歯科技工録関連のデジタル・トランスフォーメーション(DX)に向けた調査研究」(P15)
16:40～	12.	質疑応答(事前受付質問・要望)
17:00	13.	閉会

2 次期診療報酬改定について

新設及び算定要件変更

- 歯科技工所ベースアップ支援料（１装置につき）
- 歯科技工士連携加算評価範囲、施設基準見直
- 補綴診断料
- 歯科技工士加算については施設基準と共に見直し
- 歯冠修復及び欠損補綴通則５について保険医療機関と歯科技工所相互の連携に基づき行う旨の明確化
- CAD/CAM冠大臼歯の咬合支持等の要件の見直し
- 当該対象 患者を含め、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲を見直し
- 局部義歯に附属されるクラスプやバーについては、製作の実態に即して、原則、歯科用貴金属材料以外の材料を使用する、基本的に鋳造用Co-Cr合金を使用する
- 光学印象のCAD/CAM冠への拡充
- ３次元プリント有床義歯（１顎につき）
- チタン及びチタン合金によるブリッジ

公社日技第 12－20 号
2025 年 12 月 25 日

厚生労働省保険局医療課
歯科医療管理官
和 田 康 志 様

公益社団法人 日本歯科技工士会
会 長 森 野 隆

歯科点数表改定に際してのお願い

謹啓 歳末の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は本会の会務運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、診療報酬の歯科点数表第 12 部における「歯科技工に関する考え方」の周知を含む歯科技工の評価について、引き続き歯科医師と歯科技工士が情報を共有できるようにご協力をいただくとともに、特に下記の各項について具体的なご検討を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。
謹 白

記

○ CAD/CAM インレー
○ 支台築造（間接法、ファイバーポストを用いた場合）
○ 鋳造バー
○ 根面被覆（根面板によるもの）
○ 磁性アタッチメント（キーパー付き根面板を用いる場合）
○ 有床義歯修理
○ 高強度硬質レジンブリッジ
○ 非金属歯冠修復（レジンインレー）
○ ポンティック（レジン前装金属ポンティック、小臼歯部・大臼歯部）

3 公益社団法人日本歯科技工士会 ホームページ＆会員専用アプリの必要性

日本歯科技工士会

日技HP Renewal!

JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

おいしく食べて 思いきり笑って それが私たち

歯科技工に興味のある皆さまから、現役歯科技工士の皆さま、会員の皆さままで、目的に合わせて必要な情報にすぐアクセス、シンプルでわかりやすいホームページです。

歯科技工に興味のある皆さまへ

- 歯科技工士ってどんな仕事？
- 学校・資格・進路・将来性について
- 現場で働く歯科技工士の声など

👉 **初めての方にもわかりやすい内容です**

歯科技工士の皆さまへ

- 業界ニュース・制度情報
- 講習会・研修会・学会案内
- 歯科技工士会の活動紹介

👉 **日々の仕事に役立つ情報を発信**

会員の皆さまへ（ログイン制）

- 会員専用のお知らせ・資料
- 講習会資料・動画コンテンツ
- 各種手続き・デジタル会員証との連携

👉 **ログインすると、会員限定ページが利用できます**

会員ページは日技アプリでさらに便利！

- スマホからいつでもアクセス
- LINE公式アカウントのメニューから簡単接続
- デジタル会員証とあわせて活用可能

会員ページの利用方法（簡単）

1. 公式ホームページにアクセス
2. 会員ログインをクリック
3. 会員番号＋パスワードでログイン ＊

＊初回登録時は「パスワード再設定はこちら」から新たに設定してください。

HPに今すぐアクセス！
← HP：QRコード
アプリは日技LINE公式アカウントから！
→ LINE ID：@363cnmwu

公益社団法人 日本歯科技工士会
HP：https://www.nichigi.or.jp/
MAIL：nichigi@info.email.ne.jp
TEL：03-3267-8681

Japan Dental Technologists Association

日技アプリ＆デジタル会員証 登録シート

無脱励田

1 日技LINE公式アカウントを友だち追加 またはLINE ID検索：@363cnmwu

2 LINE画面下メニュー「デジタル会員証」ボタンタップ

3 会員番号とパスワードでログイン＊
＊初回登録時は「公式ページのパスワード初期化」→「パスワード再設定はこちら」から新パスワード設定

👉 LINE内ブラウザで「会員限定コンテンツ」など、一部の機能が正常に動作しない場合は、スマホ内にある標準ブラウザをご利用ください。設定方法は別紙にて。

チェック欄 □デジタル会員証が表示できました □各種設定完了しました 記入日　　年　月　日

会員番号	
氏名	

4

日技アプリ
デジタル会員証
登録方法

設定画面：Android

公益社団法人
日本歯科技工士会
JDTA

5

歯科技工士国家試験合格 おめでとうございます！

歯科技工士としての第一歩、 本当におめでとうございます。
これから現場に出ていく皆さんに、知っておいてほしい"つながり"があります。

◆ 日本歯科技工士会「登録会員」とは？

これから歯科技工士として働くうえで必要になる
最新情報や研修案内を受け取れる仕組みです。

✓ 入会金・月会費はかかりません
✓ 登録するだけでOK

◆ 登録会員のポイント！

① 日技アプリで最新情報をいち早くキャッチ！
業界の動き、制度の変更、研修情報など 「知らなかった…」を防げます。

② 全国各地の研修会情報がスマホに届く！
自分の地域だけでなく、 全国の研修情報をまとめてチェックできます。

③ デジタル会員証で研修参加もスムーズ！
紙の会員証を持ち歩く必要はありません。

◆ あなたはどっち？

学生会員

YES → 手続きは不要です。自動的に登録会員へ移行します。

NO → 今回に限り、こちらの**登録フォームから申請できます。**
翌年度以降は「正会員（有償）」でのみ入会できます。
⚠ 登録会員に申請できるのは **卒業年度の今だけ**です。この機会にご登録ください。

「登録会員」申請フォーム

後日、**会員番号をお知らせします。**
日技公式LINEアカウントからログイン、アプリ・会員向け情報が利用できます。※ログイン詳細は別紙にて

◆ 今回登録しない方へ

今回登録を見送る方も、 **日技公式LINEアカウントだけは登録してください。** 業界の動きや制度の変更など、歯科技工士として必要な情報が受け取れます。

日技公式 LINEアカウント
LINE ID
@363cnmwu

公益社団法人 日本歯科技工士会
HP：https://www.nichigi.or.jp/
MAIL：nichigi@info.email.ne.jp
TEL：03-3267-8681

歯科技工士は一人でやる仕事のようで
実は「情報とつながり」で違いのでる仕事です。

これからの現場で活躍していくためにも
日本歯科技工士会「登録会員」としてスタートを！

Japan Dental Technologists Association

歯科技工士会・正会員のご案内

◆ 歯科技工士会ってどんな組織？

歯科技工士会は、**全国・地域・支部**の3つの組織で支え合っています。

👉 登録会員は「日本歯科技工士会」に所属
👉 **都道府県歯科技工士会に入会すると「正会員」になります**

地域や支部は、どこを選んでもOK
お住まい・勤務先に近いエリア
仲の良い仲間がいる支部
入会エリアに制限はありません。
「自分に合う場所」を選んでください。

● 日本歯科技工士会
国や行政、関連団体との窓口として、歯科技工業界全体の環境整備や制度づくりを担っています。

● 都道府県歯科技工士会
地域に根ざした研修会・講演会・イベントを開催し、会員一人ひとりの知識や技術の向上を支えています。

● 地域支部
顔の見える距離でつながれる、いちばん身近なコミュニティ。初めての方は歯科技工士会にご相談ください。

◆ 正会員になると何が変わる？

登録会員で得られる情報に加えて、「学ぶ」「深める」「つながる」が一気に広がります。

①学ぶ：全国研修

生涯研修・講演会・ハンズオン実習など**全国各地の研修に参加可能。**

無料、または会員価格で受講できます。

基礎から専門分野まで、幅広いニーズに対応。

②深める：信頼情報

広報誌 **『日本歯技』を毎月冊子でお届け。**

制度改正の解説動画や『点数分析表』『雇用安定の手引き』などの資料も提供しています。

ホームページの**会員限定コンテンツがすべて閲覧可能**です。

③ つながる：互助

お子さまが生まれた際の**お祝い金**や亡くなられた際や高度障害時の**お見舞金**などを給付。

任意加入の**共済制度**もあり、みんなで支え合う制度です。

※詳細はホームページをご覧ください。

◆ 会費について

正会員は毎月の会費がかかりますが、金額は**都道府県・地域支部ごとに異なります。**

👉 詳細は事務局までお気軽にお問い合わせください。
※ 無理にすすめることはありません。
※ 登録会員から始めて、「もっと関わりたい」と思ったタイミングで正会員になる方もいます。

歯科技工士を続けていく、その先も。
歯科技工士会は、
あなたの「これから」をサポートする場所です。

公益社団法人 日本歯科技工士会
HP：https://www.nichigi.or.jp/
MAIL：nichigi@info.email.ne.jp
TEL：03-3267-8681
日技公式HP：入会案内→

6 Link-Labプロジェクト

7 （仮称）団体会員制度 検証事業（案）　①

1．目的・背景

近年、歯科技工士養成校卒業後の若手歯科技工士において、奨学金返済開始と同時に会費負担が生じることから、日技会員の継続率が低下している。また、法人歯科技工所勤務者の増加により、従来の個人単位入会制度だけでは組織率維持が困難となっている。

本制度は、事業所および養成校を団体会員とすることで、経済的負担を軽減し、在学中から就業後まで切れ目のない会員継続を実現し、日技組織率の向上を図ることを目的とする。

2．スローガン

もう一度　日技会員を10,000名へ

3．対象団体

・法人歯科技工所

・個人歯科技工所

4．会員区分

① 資格者会員：日技正会員として、選挙権・被選挙権を有する。

② 勤務者会員：団体会員に勤務する歯科技工士。地域組織代議員への立候補は可とし、日技役員選挙への立候補は不可とする。

③ 在籍者会員（学生）：養成校在籍中の学生。選挙権・被選挙権は有さず、研修参加および情報提供を主とする。

5．会費(案)

・法人歯科技工所：月額 〇〇〇〇円（1法人あたり）

・個人歯科技工所：月額 〇〇〇〇円（1事業所あたり）

上記団体会費により、当該団体に在籍または勤務する歯科技工士等を、日技会員として一括登録する。

6．制度運用の概要

・団体会員は、勤務者・在籍者の情報を日技へ報告する。

・法人で複数事業所を有する場合も、会費請求は1法人とする。

・団体会員退会時には、勤務者会員が資格者会員へ移行するかを確認する。

・日技からの情報発信は原則アプリを用いる。

7．検証事業としての位置付け

本制度は、あくまで検証事業として実施するものであり、会費設定の妥当性、運用上の課題、地域組織への影響等を検証する。

検証結果を踏まえ、本制度の本格導入の可否および制度設計の見直しを行う。

8

（仮称）団体会員制度 検証事業（案）　②

8. 全国会長会議 想定Q&A

Q1. 地域組織への影響はないのか？

A. 勤務者会員は地域組織へ加入することで研修無料等のメリットを享受する設計とし、地域活動の空洞化を防ぐ。

Q2. 会費が安すぎるのではないか？

A. 検証事業段階の案であり、妥当性は検証事業を通じて判断する。

Q3. 小規模技工所に不利ではないか？

A. 個人技工所も対象とし、規模に関わらず参加できる制度設計としている。

Q4. 学生を会員にする必要性は？

A. 在学中から日技との接点を持たせることで、卒業後の自然な会員継続を目的としている。

9. 会費額に関する補足

本資料に記載されている会費額は、すべて検証事業段階における（案）であり、検証結果を踏まえて今後の制度設計を行うものとする。

危機管理機能整備委員会

＊大規模災害が発生した際、国や自治体がどのように動きJDAT（日本災害歯科支援チーム）が立ち上がるか。

1. 国が「大規模災害」として公式に認定
   - ① 「災害救助法」を適用することができ、費用を国庫から負担することを認め自治体が避難所の運営等を迅速に行えるようにする。
   - ② 首相を本部長とする「非常災害対策本部」を設置し自衛隊や他県からの応援を調整する。
2. 日本歯科医師会や被災地の歯科医師会が「災害対策本部」を設置しJDATの編成を行う。

＊地域組織歯科技工士会として、都道府県歯科医師会と協定を結ぶことが重要となる。

（危機管理委員会として、各地域組織歯科医師会と災害時の包括協定を結んでいるかどうかの確認と協定を結んでいない地域組織にたいしての働きかけ。）

1. 会員に対して都道府県歯科医師会などが主催するJDAT標準研修会への参加を働きかける。
   - ① 研修を受けることによりJDATの共通言語や活動ルールを学ぶことができ、より実践的な動きである避難所での立ち回りや多職種連携を身に着けることができる。
2. JDATの一員として活動する際の「補償」を受けられる。
   - ① 個人がリスクを負うのではなく、行政や所属団体が用意する保険制度で守られることになる。
   - ② 規定に基づいた実費弁償費、派遣手当（日当）等が支給される。

9 外部役員（外部理事・外部監事）に関するQ&A

Q1 外部役員とは何ですか。

A:外部役員とは、本会の業務執行から一定の距離を保ち、客観的な立場から監督や助言を行う役員のことをいう。
公益社団法人においては、ガバナンスの確保及び透明性の向上の観点から、外部性を有する役員の登用が求められている。

Q2 外部役員は法律上、必ず置かなければならないのですか。

A:定款上の必置事項ではないが、公益法人制度においては、内閣府が示す運用上の考え方として、外部性を有する役員の登用が望ましいとされている。本会においても、この趣旨を踏まえ、外部役員を置くこととした。

Q3 外部役員は、なぜ選挙で選ばないのですか。

A:外部役員は、会員による立候補・選挙とは異なる立場で、客観性・中立性を確保する必要があるため、役員選挙の対象とはしていない。
外部役員候補者選考委員会による選考・推薦を経て、理事会で確認のうえ、社員総会で選任する。

Q4 外部役員を会員の中から選ぶのはおかしくないですか。

A:公益法人制度において、外部役員であるために非会員であることが求められているものではない。
外部性とは、会員か否かではなく、業務執行や意思決定からの独立性によって判断されるものである。

Q5 会員から選ぶ場合、どのように外部性を**確保するのですか。**

A：本会では、
・役員選挙の対象外とすること
・外部役員候補者選考委員会による選考・推薦
・理事会の過半数を超えない構成
などにより、制度的に外部性と独立性を確保している。

Q6 外部役員候補者選考委員会の委員が、外部役員に就くことはありますか。

A:外部役員候補者選考委員会の委員は、その任期中において、当該役員改選に係る外部役員の候補者となることはできない。これにより、選考の公平性・透明性を担保している

Q7 外部役員は、理事会の意思決定を左右する存在になるのですか。

A：外部役員は、理事会の過半数を占めることはなく、業務執行を行う立場でもない。
客観的な視点から監督・助言を行う役割を担うものである。

Q8 今回の制度変更の目的は何ですか。

A：本会の運営におけるガバナンスの強化及び透明性の向上を図り、公益社団法人としての信頼性を一層高めることを目的としている。

※ 本Q&Aは、外部役員制度の趣旨及び概要を分かりやすく整理したものであり、最終的な役員の選任は、定款に基づき社員総会の決議によって行われる。

Ⅰ．制度設計の基本的考え方（前提整理）

本会は、

- 都道府県単位で選出された**代議員制（社員制）**
- **役員は会員による立候補制**
- **外部役員についても会員の中から選出予定**

という制度構造を有している。

このため、現職理事のみで外部役員候補を選定した場合、

- 公平性
- 客観性
- 透明性　　に疑義を持たれる可能性がある。

そこで、**現職役員のみでの選定を避け、会長の責任の下、別途選考機関を設けることで、公平性と説明耐性を確保すること**を目的とする。

Ⅱ．制度の全体像（役割分担）

機関	役割
外部役員候補者選考委員会	候補者の選考・推薦
理事会	推薦結果の確認・承認
社員総会（代議員）	法定の選任決議

※ いずれの段階においても
最終的な役員選任権限は社員総会にある。

「歯科技工士に関する調査について」アンケート回答概要

アンケート結果要旨（結論）

- 就業者数の中央値は2名、平均年齢の中央値は52歳。小規模ほど平均年齢が高い。
- デジタル歯科技工指示書の使用（「はい」「一部」）は19.0%。使用群は「若い・規模が大きい・受託量が多い」。
- 後継者「いない」は61.2%。後継者不在は平均年齢が高く、就業者数が少ない層に集中。
- 製作日数（実作業日数）は保険で概ね4～6日、自費（インプラント上部構造等を含む）で概ね7～8日が中央値。
- 就業者数が少なく平均年齢が高い歯科技工所ほど、処理可能な業務量が限定され、製作日数が長期化しやすい構造にある
- 自由記述では「収入・報酬/単価」「人材不足・採用」「労働時間・休み」「後継者・承継」「設備/デジタルコスト」が主要論点として顕在化。
- 自由記述のテーマ分析（簡易）
  自由記述の記入あり：407件（72.4%）
  主要テーマ（キーワード一致による簡易集計）

テーマ	該当件数	（自由記述内）比率
収入・報酬/単価	130	31.9%
人材不足・採用	65	16.0%
労働時間・休み	47	11.5%
後継者・承継	33	8.1%
機器・デジタルコスト	27	6.6%

「歯科技工士に関する調査について」(アンケート)回答者数集計

「歯科技工士に関する調査について」回答者数(最終:2月3日)								
1	北海道	20	15	新潟県	15	31	鳥取県	7
2	青森県	3	16	富山県	3	32	島根県	2
3	岩手県	1	17	石川県	7	33	岡山県	7
4	宮城県	5	18	福井県	10	34	広島県	24
5	秋田県	3	20	長野県	24	35	山口県	5
6	山形県	4	21	岐阜県	28	36	徳島県	40
7	福島県	13	22	静岡県	23	37	香川県	25
北海道・東北ブロック合計		**49**	23	愛知県	59	38	愛媛県	4
8	茨城県	4	24	三重県	17	39	高知県	10
9	栃木県	18	東海・北信越ブロック合計		186	中国・四国ブロック合計		**124**
10	群馬県	4	25	滋賀県	9	40	福岡県	7
11	埼玉県	6	26	京都府	9	41	佐賀県	4
12	千葉県	14	27	大阪府	32	42	長崎県	5
13	東京都	21	28	兵庫県	5	43	熊本県	2
14	神奈川県	16	29	奈良県	2	44	大分県	6
19	山梨県	4	30	和歌山県	13	45	宮崎県	17
首都圏ブロック合計		**87**	関西ブロック合計		**70**	46	鹿児島県	16
						47	沖縄県	1
						九州・沖縄ブロック合計		**58**
						合計		574

歯科技工広告ガイドラインの概要

（令和7年10月2日 厚生労働省策定）

1. 趣旨

歯科技工の広告は、これまで「歯科技工士法」で大きく制限されてきた。

インターネット・SNSの普及に伴い、広告・情報提供の適正化を目的として「歯科技工広告ガイドライン」が新たに策定された。

歯科技工所の選択に必要かつ正確な情報提供を確保することが狙い。

広告規制の基本的な考え方

2. 広告できる範囲は限定的（従来通り）。

歯科医師等の委託者に正確な情報を伝えるためのルールを明確化。

インターネットやウェブサイトも実質的に広告と判断される場合は規制対象。

違法性が疑われる広告に対し、都道府県等が適切に対応できるよう体制を整備。

3. 広告の対象範囲

広告に該当する要件（3つすべてを満たす場合）

① 歯科技工の受注を誘引する意図（誘引性）

② 氏名・技工所名の特定が可能（特定性）

③ 一般人が認知できる状態にある（認知性）

対象者は歯科技工所の管理者だけでなく、広告代理店やメディアも（何人）含む。

広告とみなされる媒体：チラシ、パンフレット、看板、新聞・雑誌、TV・ラジオ、インターネット広告等。

4. 広告可能な事項

歯科医師又は歯科技工士である旨

歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名

歯科技工所の名称・電話番号及び所在地（場所を表示する事項も使用可能。）

都道府県知事の許可を受けた事項

5. 禁止される広告

法律で認められた事項以外の広告。

技能・経歴・学位などの誇示、虚偽・誇大な内容。

他法令（医療法、医薬品医療機器等法、不正競争防止法）に抵触する広告。

6. インターネット広告の扱い

通常のホームページは広告に該当しない（閲覧者が自主的にアクセスするため）。

ただし以下は広告扱い

バナー広告、検索連動広告、ランキングサイト掲載

SNSへの公開投稿

ウェブサイトに掲載してはならない例

歯科医療機関と誤認させる内容

「低価格・高品質・日本一」など優良性を強調する表現

過度な費用・納期の強調

誇大・虚偽の情報

患者を特定の歯科医院に誘導する内容

7. 苦情・措置

各都道府県・保健所・特別区に相談窓口を設置し、住民へ周知。

消費生活センター等と連携して情報交換を行う。

違反広告は調査 →行政指導・立入検査 → 必要に応じて告発（罰金刑あり）。

ポイントまとめ

広告可能事項は 「資格・氏名・歯科技工所名・連絡先」など最小限。

優良性アピール（高品質・低価格・短納期）は不可。

ウェブ広告やSNS投稿は規制対象になる可能性が高い。

違反時は行政指導や罰則の対象となる。

13 施設名
名：歯科技工に係る広告等の監視・収集事業

令和7年度補正予算額　13百万円
※概算要求の前倒し

医政局歯科保健課
（内線2583）

① 施策の目的

本事業の目的は、歯科技工に係る広告・ウェブサイト等に関する監視・報告体制の整備や、不適切な事例の収集・分析等を行い、適切な広告のあり方を促すとともに、国民への安心・安全な補てつ物等の提供を推進することである。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		

③ 施策の概要

適切な取引の促進や適切な医療の提供を推進する観点から、「歯科技工広告ガイドライン」の普及・啓発や、不適切な事例の収集等を行い、収集した不適切な広告・ウェブサイト等の事例や疑義が生じる事例等について、解説書等としてとりまとめて公表すると共に、実態を踏まえて、広告ガイドラインの見直しが必要な事項等について検討を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

1）歯科技工に係る広告等の報告体制の構築

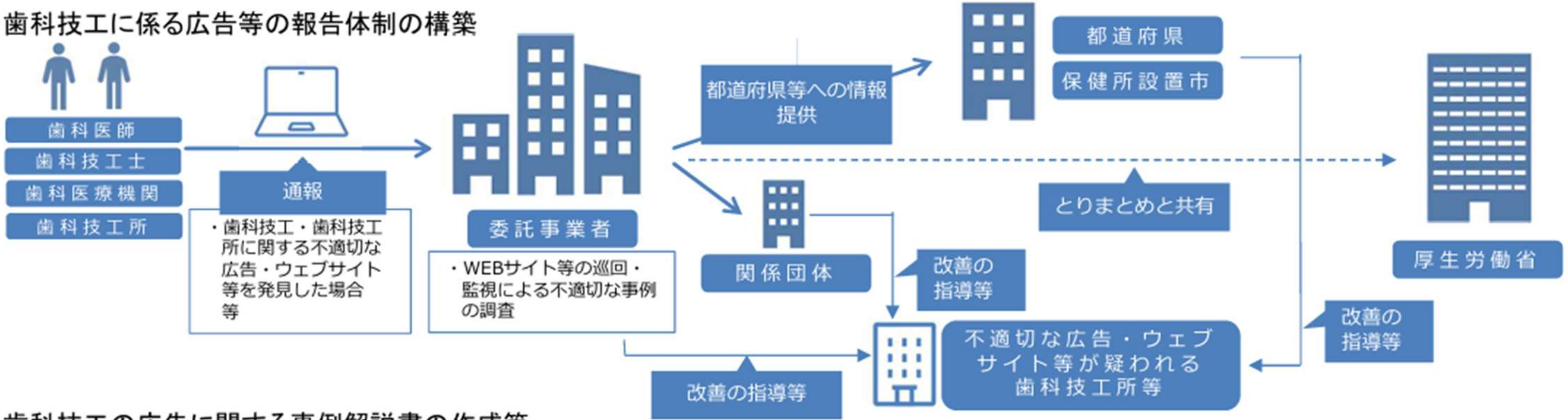

2）歯科技工の広告に関する事例解説書の作成等

- ■ 収集した不適切な広告・ウェブサイト等の事例や疑義が生じる事例等について、解説書等としてとりまとめて公表
- ■ 実態を踏まえて、広告ガイドラインの見直しが必要な事項等について検討

・実施主体：入札により決定した事業者

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

不適切な広告・ウェブサイト等の事例や疑義が生じる事例解説書をとりまとめて公表することや広告ガイドラインの見直しが必要な事項等について検討を行うことによって、適切な広告のあり方を促すとともに、国民への安心・安全な補てつ物等の提供を推進する。

日本歯科技工士会　ブロック単位運営に関する検討資料

1．背景・現状認識

- 会員数は約6, 300名で推移しているが、毎年約250名が退会している。
- 歯科技工士養成校の減少により新規入会者が減少し、成り手不足が深刻化している。
- 会員の50%以上が50歳以上であり、引退に伴う自然退会が今後も継続する見込みである。
- 47都道府県の地域組織のうち、養成校が存在しない県では会員数の増加が見込めず、組織維持が困難な状況にある。

2．現在の組織運営上の課題

- 都道府県単位での事業運営が人的・財政的に限界に近づいている。
- 小規模県では役員のなり手不足、事務負担の集中、事業停滞が顕著である。
- 会員向け研修や情報提供の質・量に地域格差が生じている。

3．他の公益社団法人における参考事例

（1）全国国民健康保険診療施設協議会

- 都道府県協議会に加え、地域ブロック協議会を設置。
- 研修事業や情報共有をブロック単位で実施し、都道府県の負担を軽減。

（2）日本理学療法士協会

- 地域ブロック単位で代表者や委員を配置。
- 小規模地域をブロック全体で支える体制を構築。

4．ブロック単位運営への移行案（基本的な考え方）

- 都道府県歯科技工士会は『会員との身近な接点』として存続させる。
- 研修事業、人材育成、広報、事務機能などはブロック単位での共同実施を基本とする。
- 養成校のない県については、ブロック内での広域的な支部運営を検討する。

5．具体的施策案

- ブロック主催による定例研修・講習会の実施。
- シニア会員向けの継続参加施策（後進指導、事業承継支援等）。
- 会員管理、研修受付等の事務作業のブロック集約化。
- オンラインツールを活用した参加機会の拡大。

6．導入に向けた進め方（案）

- 課題が顕在化しているブロックにおいてモデル事業を先行実施。
- 成果および課題を検証した上で、段階的に他ブロックへ展開。
- 必要に応じて規程・内規の整備を行う。

7．期待される効果

- 会員サービスの質の均一化と向上。
- 都道府県会役員の負担軽減。
- 会員維持および新規参入促進による組織基盤の安定化。

15 開設届のなされた歯科技工所の営業実態確認調査

厚生労働省委託による「開設届出のなされた歯科技工所」の営業実態確認調査の実施について

公益社団法人 日本歯科技工士会

歯科技工士法第 21 条第 2 項では、歯科技工所を廃止したときは 10 日以内に届出の義務がありますが、届出がされず営業実態のない歯科技工所が少なくないとの認識がされています。
今回、厚生労働省が HP で公開中の全国の歯科技工所を対象として、営業実態のない歯科技工所認識のための現況（宛名不明で返送される歯科技工所の実態把握）調査を実施いたします。

◇厚生労働省 HP「開設届出のなされた歯科技工所一覧」

ハガキが届いた方のご対応手順（Ⅰ～Ⅲ）

Ⅰ. この（表面記載）住所で現在も歯科技工所を営業中。
⇒**ご対応は不要です。（ハガキは破棄してください）**

Ⅱ. 移転した歯科技工所にこのハガキが転送されてきた。
⇒**旧住所の所轄保健所で移転手続きが必要です。**

Ⅲ. 現在はこの住所で歯科技工所を営業していない（廃止した）。
⇒問合せフォームから現状を教えて下さい。（2 月 27 日（金）まで）

◇**現在歯科技工所を営んでいない方へのお問合せフォーム**
https://www.across-net.co.jp/mrs/shikagiko/

※上記Ⅱ、Ⅲについては保健所への届出義務があり、届出ないと歯科技工士法違反になります。
なお、開設者が死亡等により歯科技工所を廃止した場合は、ご家族によるご地元の保健所への届出が必要です。

◎本調査の発送等は株式会社アクロスに委託しておりますので、ご不明な点がありましたらお問合せ下さい。
株式会社アクロス（担当：金子）
〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-8-4 東日本橋 1st ビル 5F
e-mail：shikagiko@across-net.co.jp
TEL：03-5823-4253（平日 10:00 ～ 16:00）
※できる限り e-mail でのお問合せをお願い申し上げます

「歯科技工指示書と歯科技工録関連のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に向けた調査研究」

■ 背景

CAD/CAM冠や口腔内スキャナーの保険収載を契機に、歯科医療・歯科技工分野ではデジタル技術の活用が急速に進展している。一方で、歯科技工指示書および歯科技工録は依然として紙媒体中心であり、医療DXの流れから取り残されている。

■ 問題点

- 歯科技工指示書の電子化がほとんど進んでいない
- 歯科技工録は法令上位置づけられているものの、様式が旧来のままでデジタル歯科技工に対応していない
- 電子カルテや診療情報標準化の動きと歯科技工情報が連携していない
- 歯科技工士の高齢化・人材減少が進行し、業務効率化が喫緊の課題となっている

■ 研究の目的（整理）

本研究では、歯科技工分野における **ICT活用の現状・実態を把握** し、課題を抽出・整理した上で、**歯科技工指示書および歯科技工録の電子化・標準化に必要な情報、要件、仕様（案）を整理・提示** し、将来的な電子カルテ等との連携を見据えた **医療DX推進のための基礎資料を作成すること**を目的とする。

■調査対象

- アンケート：日本歯科技工士会会員の中から無作為に2000名
- 対面による聞き取り：

都市部・小規模	2軒
都市部・中～大規模	2軒
非都市・小規模	2軒
非都市・中～大規模	2軒
超大規模歯科技工所	2軒
合計	10 軒

質疑応答(事前受付質問・要望) ①

※提出順（原則）、原文のまま

質問	【香川県：細川会長】 執行部がご考案されている管理者講習会を受講し要件を満たした歯科技工所が認定歯科技工所となることにより、経済問題解決に向けてどのように結びつくとお考えでしょうか？ その明確な着地点とロジックを詳しくご説明いただきたい。 【愛知県：鈴木会長】 1. 2025 年 9 月 27 日開催の全国会長懇談会にてお示し頂いた「働きやすい歯科技工所普及事業」（認定歯科技工所（仮称）の実証結果に基づく本格的実施準備）について	要望	【香川県：細川会長】 ① 今回の診療報酬改定は30年ぶりの大幅プラス改定だそうですが、理想は製作点数全てアップで手付かずで受け取れることですがそうはいかなくても、 例えば、 総義歯1床につき1000点 部分床1床につき1500点(約800億円) 訪問に帯同1施設につき500点(歯科医師の約半分)という技工士加算などを暫定的・試験的に年限を設けてでも要望するのはいかがでしょうか？ もちろん中抜き無しで技工士が受け取る前提です。 ② 組織率アップのために全国の養成所の教員に技工士会への入会の要請を日技から出すことはできないか。

公益社団法人 日本歯科技工士会 JAPAN DENTAL TECHNOLOGISTS ASSOCIATION

質疑応答（事前受付質問・要望） ②

※提出順（原則）、原文のまま

質問

【愛知県：鈴木会長】

1. 2025 年 9 月 27 日開催の全国会長懇談会にてお示し頂いた「働きやすい歯科技工所普及事業」（認定歯科技工所（仮称）の実証結果に基づく本格的実施準備）について現在日技にて行われている「日技指定講習イ」（歯科技工所管理者講習会）の運用実績と各地域組織の開催状況をお示しください。

2. 歯科技工士不足と言われるなか、地域組織では年々会員が減少し、地域組織運営がままならず、事務所移転や閉鎖があると伺います。
日本歯科技工士会では運営の立ち行かない地域組織をどのようにお考えですか？ また、日本歯科技工士会組織の拡充や安定した運営には会員を増やす方法もありますが、会員拡充のための施策などの計画があればお示しください。

3. 日本歯科技工士会認定講師が年々減少しています。 一つには認定講師としての立ち位置や講師の PR の仕方にも考える余地があり、認定講師として魅力が薄れてきたと思います。また、認定講師としての講師料があまりにも低いのも問題があるとお聞きします。日技認定講師として活躍しようと努力されている若い歯科技工士に目指すための目標や魅力をお示しください。

要望

【愛知県：鈴木会長】

1. 質問事項に伴い、歯科技工所管理者研修会の開催状況アンケートの実施をお願い致します。

質疑応答（事前受付質問・要望）　③

※提出順（原則）、原文のまま

要望	【福岡県：眞鍋会長】 常日頃の会務運営ご苦労様です。 　さて先日、法人資格会員の従業員の会員の方の退会届が提出されました。そこの事業所では会費の一部、もしくは全額を負担しているとのことでした。 　つきましては、法人資格会員の従業員には割引措置等のメリットを付与する制度を設けて頂けないでしょうか。 　昨今の会員減少の歯止め、入会促進に貢献するのではないでしょうか。